

令和 2 年 8 月 3 1 日

## 令和元年度 特別の教育課程の実施状況等について

長野県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
野沢温泉村立野沢温泉中学校	野沢温泉村教育委員会	公

## 1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表	学校関係者評価結果の公表
野沢温泉村立野沢温泉中学校	<a href="http://www.vill.nozawaonsen.nagano.jp/about/W002H0000512.html">http://www.vill.nozawaonsen.nagano.jp/about/W002H0000512.html</a>	

## 2. 特別の教育課程の内容

## (1) 特別の教育課程の概要

## スキー科の新設

- ・ 中学校第 1 学年は保健体育を 1 2 時間・総合的な学習の時間を 2 4 時間削減して新教科に充てる。
- ・ 中学校第 2 学年は保健体育を 1 2 時間・総合的な学習の時間を 1 8 時間削減して新教科に充てる。
- ・ 中学校第 3 学年は保健体育を 1 2 時間・総合的な学習の時間を 8 時間削減して新教科に充てる。

## (2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

野沢温泉村は、温泉とスキーの恵みを生かした観光立村です。大正元年（1912）にスキー場が開発されて以来、レジャースキーの拠点として名声を得てきた。平成 1 0 年（1998）長野オリンピック時にはバイアスロン会場となっただけでなく、冬季国体をはじめ各種大会を招致し、オリンピック選手も数多く輩出している。近年は外国からもスキー、スノーボードを楽しむ人々が数多く来村し、スキー、スノーボードは本村の主要な産業である。保護者の大部分が何らかの形でスキー産業や旅館業に携わっています。

このような地域性にあって、野沢温泉学園（のざわ保育園、野沢温泉小学校・中学校）として保小中一貫教育を行っている両校においては、地域の特性を生かしたスキー活動を通して地域への愛着と誇りを育み、ひいては村を担う人材を育成することが大いに期待できます。

(3) 特例の適用開始日

平成 26 年 3 月 3 日

(4) 取組の期間

平成 26 年 3 月 3 日から教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまで。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ・計画通り実施できている
- ・一部、計画通り実施できていない
- ・ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している
- ・実施していない

<特記事項>

毎月、保護者及び地域住民へ教育課程と幼保小中一貫教育に関する広報として「学園だより」の発行・配布及び村広報誌にスキー授業の様子などを掲載。

また、学校関係者評価について集計結果を保護者へ配布。

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

当村では、幼保小中一貫教育の教育目標として「ふるさと野沢温泉村を心に刻み、心を世界に拓き、心豊かな人間性を育む教育」と掲げ、中学校では、「情操の深まりから自然や人の生き方に心を動かし、友と共に深く学び、夢や希望をふくらませていく子ども」を願う子ども像としています。

スキーは、圧倒的な自然エネルギーによる雪を相手に行うスポーツです。こども達はスキーを通して、豊かな自然の中に身を置き、その美しさを感じ、楽しさを見出し、ふるさと野沢温泉村を体感しています。また、スキー産業先進地として当村からこれまで 16 名のオリンピック選出を輩出しています。スキー産業を担う人材の育成が地域の活性化につながり、野沢温泉村が夢のあるふるさととして子ども達が感

じられる教育を目指しています。

一方で、スキーの楽しさを感じつつも、少子化の影響からか、これまで多くのオリンピック選手を輩出した村であるものの、競技スキー界に進む子ども達の減少が競技レベルへの影響が懸念されています。

## (2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

本特例を実施している野沢温泉中学校においては、スキー科の学習を実施することで、学校教育法第二章第二十一条第二項「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」及び、同条第三項「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」に照らして適切であると考えます。

## 5. 課題の改善のための取組の方向性

スキー科の授業が保護者の経済負担とならないよう、スキー場運営会社からスキーリフト券の無償配布、スキーヘルメットの無償提供を受けているほか、準要保護世帯に対し、スキー学習用品とスキー部活への就学援助費の交付を実施している。その他、スキー授業に安全なスキー理論を学ぶためのコーチ派遣料などを村が負担しています。

併せて、スキー産業で活躍する地域の先輩を講師に講演会を毎年実施し、キャリア教育にも力を入れています。

いずれの活動も、広報誌による広報に加え、村で運営しているケーブルテレビの話題として取り上げてもらい、地域全体で学びの確保を図っています。